



環境省報道発表

令和6年11月6日（水）

横浜港本牧ふ頭におけるヒアリの確認について

<横浜市同時発表>

1. 令和6年10月31日（木）及び同年11月1日（金）に横浜港本牧ふ頭で確認されたアリについて、専門家による同定の結果、要緊急対処特定外来生物ヒアリ（*Solenopsis invicta*）であることが確認されましたので、お知らせします。
2. 本件は、オーストラリア連邦・アデレード港を出港し、シンガポール共和国・シンガポール港、中華人民共和国（中国）・廈門港^{あもい}を經由し、横浜港で陸揚げされたコンテナから約30個体のアリが出てきているのが確認されたものです。当該コンテナについては既に目張り等の逸出防止措置を実施済みであり、今後、防除を実施予定です。
3. また、令和6年11月1日（金）に現地調査を行ったところ、当該コンテナ近傍のコンテナヤード上でも約30個体のアリが確認されました。確認場所では初期防除を実施済みです。
4. 平成29年6月の国内初確認以降、これまでのヒアリの確認事例は令和6年11月6日（水）現在で、今回事例を含め18都道府県、計134事例です（今年度23事例目）。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
外来生物対策室

代 表：03-3581-3351

直 通：03-5521-8344

室 長：松本 英昭

室長補佐：藤田 道男

室長補佐：田中 里奈

関東地方環境事務所野生生物課

直 通：048-600-0817

課 長：千葉 康人

企 画 官：青山 夕貴子

■ 経緯

- 9/21(土) オーストラリア連邦のアデレード港から当該コンテナを積載した船舶が出航。
- 10/5(土) シンガポール共和国のシンガポール港に入港（経由）。
- 10/10(木) シンガポール共和国のシンガポール港を出港。
- 10/16(水) 中華人民共和国（中国）の廈門^{あもい}港に入港（経由）。
- 10/25(金) 中華人民共和国（中国）の廈門^{あもい}港を出港。
- 10/30(水) 横浜港本牧ふ頭に入港し、コンテナを陸揚げ。
- 10/31(木) コンテナヤード内において、港湾事業者がコンテナ扉のパッキン付近からヒアリと疑わしいアリ約 30 個体が外に出ていることを確認し、環境省に連絡。コンテナについて、事業者にて目張り等の逸出防止措置を実施。環境省が専門家に同定を依頼。
- 11/1(金) 環境省から依頼を受けた専門家が、10/31 に発見されたアリについてヒアリであることを確認。また、環境省と横浜市が現地調査を行ったところ、当該コンテナ近傍のコンテナヤード上でヒアリと疑わしいアリ約 30 個体が舗装の継ぎ目から出入りしていることを確認。環境省及び港湾事業者が、確認場所周辺に殺虫餌（ベイト剤）を設置。コンテナヤード上で確認されたアリについても環境省が専門家に同定を依頼。
- 11/5(火) 環境省から依頼を受けた専門家が、11/1 に発見された当該アリについてもヒアリであることを確認。

■ 今回確認されたヒアリについて

10/31 と 11/1 に確認されたアリは、いずれもヒアリの働きアリで、計約 60 個体（コンテナから約 30 個体、コンテナヤード上で約 30 個体）です。

■ 対応状況

今後、コンテナ内のヒアリの防除を実施するとともに、引き続き、発見場所において目視やトラップによる調査及び防除を、横浜市等と協力して実施し、定着防止の取組を進めます。

なお、「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針を定める件（令和 5 年国土交通省・環境省告示第 1 号）」を踏まえ、関東地方環境事務所から横浜市等の関係機関に対して、改めて以下を依頼しています。

- ・ 今回ヒアリの確認があったことから、当該コンテナヤード及びその周辺の点検等を適宜実施すること。
- ・ ヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリをコンテナや積荷で確認した場合は、密閉等により逸出を防ぎ、速やかに環境省に連絡すること。
- ・ ヒアリ類の疑いがある場合には、外来生物法に基づき、環境省からコンテナや積荷等の移動制限又は移動禁止の命令が出される場合があること及びヒアリ類と同定後には当該コンテナや積荷等の消毒又は廃棄の命令が出される場合があることに留意すること。
- ・ 今後、環境省等が実施する調査に協力すること。

■ (参考) 要緊急対処特定外来生物とは

外来生物法第2条第3項に基づき、「特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの」として政令で指定するもの。

■ 今回確認されたヒアリ



※ 升目は一辺 5mm

■ 今回ヒアリが発見された場所



■ 疑わしいアリの発見時の対応について

疑わしいアリを発見された方は、以下に留意するようお願いします。

<事業者の皆様へのお願い>

- コンテナ等の開封時等にヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリを発見した場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナ等の中の箇所などの程度の生きたアリがいるか等の状況を確認してください。
 - ① アリが少数しかおらず、密閉されたコンテナや積荷内等で逃げ出すおそれのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。その上で、環境省地方環境事務所等に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。
 - ② 多数の生きたアリの集団がいる(と予想される)場合は、コンテナ等の扉を閉めて、逃げ出さないよう静置してください。その上で、環境省地方環境事務所等に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。コンテナ等の外で確認された場合についても同様に連絡をお願いします。可能であれば、強粘着の布ガムテープ等でコンテナの目張りをするなど、アリが逃げ出さないように対応してください。

詳細については、令和5年6月に施行された「ヒアリ類に係る対処指針」及び「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver. 4.0」のpp. 20～27を参照してください。

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo_Ver.4.0.pdf

また、「ヒアリ類に係る対処指針」において対象事業者が視聴することになっている研修動画等については、以下のURLから御確認ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=KJt5sGZzyVQ>



<一般の皆様へのお願い>

- ヒアリの詳しい特徴や注意事項、見つけたときや刺されてしまった場合の対処方法などについては下記を参照してください。
「要緊急対処特定外来生物ヒアリに関する情報」
<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>
- ヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリを発見した場合や、ヒアリの特徴等の一般的な問合せ、健康被害の問合せ等については、「ヒアリ相談ダイヤル」を御利用ください。
 - ・ 受付日：土日祝を含む毎日(12/29～1/3は除く)
 - ・ 受付日時：午前9時から午後5時
 - ・ ヒアリ相談ダイヤル 0570-046-110(IP電話の場合 06-7634-7300)

チャットボット(自動会話プログラム)による情報提供や相談受付等も行っています。以下のURLから、24時間、365日御利用いただけます。

「アリーのヒアリ相談チャットボット」

http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/05_contact/index.html

